校長会での「教職員共済・総合共済」説明<ナレーション>

日ごろは教職員共済の各種共済事業に対し、ご理解・ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。心より感謝申し上げます。

さて、「教職員共済」は、1965年にスタートした「教職員の　教職員による　教職員のための」制度であり、「一人一人のわずかな掛け金で大きな補償」をモットーとする「助け合い」による共済制度です。

「教職員共済」の基盤である「総合共済」には、多くの校長先生・教頭先生に、ご加入いただいていますが、管理職以外の教職員の方には、未加入の方が多数いらっしゃいます。ぜひ、未加入の教職員の方々の加入促進へ向け、ご理解・ご協力をお願いします。

「総合共済」は、月々わずか900円という掛け金で12の補償がセットになっています。特に、おすすめするポイントは、①「教職員賠償責任補償」　　　②「個人賠償責任補償」③「退職見舞金」などです。

①「教職員賠償責任補償」は、いじめや不登校などにより、教職員個人が保護者から損害賠償請求された時、その損害賠償や弁護士費用などが補償されます。また、卒業アルバムの校正ミス・給食の止め忘れ・児童生徒の持ち物の破損等、業務中に発生した賠償責任が、最高3,000万円まで補償されます。

②「個人賠償責任補償」は、ご自身の子どもが自転車で他人にケガを負わせた・飼い犬が他人を噛んで損害を与えたなど、契約者本人及びその家族の日常生活で発生した法律上の賠償責任が､最高3,000万円まで補償されます。現在加入が義務化されている「自転車保険」としてもご利用いただけます。

③「退職見舞金」は、５年以上ご加入いただいた方には、ご退職時に、掛金払込月数×400円分が「退職見舞金」として給付されるというものです。

詳しい補償内容については、パンフレットでご確認ください。

いずれにしましても、万が一のことがあった場合には「入っていてよかった」と思っていだける共済制度であると考えております。

以上のような「教職員共済」の理念や「総合共済」の魅力をご理解いただき、未加入の教職員の方々に、加入へ向けてご検討いただけるよう、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

**このナレーションは印刷・配布していただいても結構です。**